

プレスリリース

令和6年3月28日
環境エネルギー部みどり自然課

報道関係者各位

山形県カワウ管理指針（案）についての意見募集の結果について

今般実施しました「山形県カワウ管理指針」（案）に係る意見募集の結果につきまして、下記のとおりお知らせします。

記

1 意見の募集期間

令和6年2月22日（木）から令和6年3月14日（木）まで

2 提出された意見の件数

7件

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

別添のとおり

4 公表資料の閲覧方法

- 公表資料は、県のホームページのパブリック・コメント（結果）の欄から御覧いただけます。ホームページアドレスは以下のとおりです。
https://www.pref.yamagata.jp/050011/midori/kawaushishin_paubukome_kekka.html
- 公表資料は、県庁行政情報センター、各総合支庁総合案内窓口でも御覧いただけます。



【問い合わせ先】環境エネルギー部みどり自然課
課長補佐（野生生物対策担当）鈴木
電話 023-630-3042
[報道監] 環境エネルギー部次長 荒木

山形県カワウ管理指針(案)に対する意見募集結果

1 意見の募集期間

令和6年2月22日(木)から令和6年3月14日(木)まで

2 意見等の件数

7件(意見提出者 2人)

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	環境省がカワウの問題に取り組んでいるのだから、クマ対策同様に、国主導に従った方が早くて効果的なのではないだろうか。	環境省では、地方ごとに広域協議会を設立し、各都道府県は広域保護管理指針の内容を基に県計画や指針を策定している状況です。 本県においても、引き続き環境省をはじめとする関係省庁や近隣県と連携しながら、カワウ管理を進めてまいります。
2	1頁の「指針策定の背景」について、カワウによる被害は一般県民にはあまり知られていないと思料されるので、このことの情報提供を増やし、一般県民の理解を得る環境を醸成していただきたい。	県民の皆さまに対する情報提供については、県ホームページ等で発信してまいります。
3	2頁の「管理すべき鳥獣の種類」について、カワウがどのような鳥か、写真などを資料として添付していただけないでしょうか。	写真を掲載することとします。
4	カワウの生息状況の把握や被害防止対策について、山形県・内水面漁業協同組合・野鳥保護団体等の地道な努力を評価します。	ありがとうございます。引き続き、関係機関と連携をとりながら、対策等を進めてまいります。
5	16頁の「管理の推進体制図」について、東北カワウ広域協議会の位置づけはどのようになっているか。	東北カワウ広域協議会は、県や県カワウ連絡協議会と協力・連携する関係となります。16頁の図に追記します。
6	カワウの飛距離は数十 km に及ぶとあるが、隣県の新潟県との連携は	近隣県との連携としては、東北カワウ広域協議会において、東北6県

	別に図っているのか。	との連携を図っています。新潟県との連携につきましても、今後必要に応じて検討してまいります。
7	カワウの管理及び保護は試行錯誤が必要になるものと思料されることから、県担当部署が行う関係団体間調整や施策の施行についても多大な努力が必要なことから、県担当部署の丁寧な政策遂行を期待します。	御意見のとおり、カワウ管理は県の複数部署や関係団体が連携して進める必要があります。今回策定する指針を軸に、更に連携を強化し対策等を進めてまいります。